

平成18年4月18日

規制改革・民間解放推進会議

議長 宮内 義彦 殿

全国青年税理士連盟

会長 石井 孝雄

渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

電話 03-3354-4162

私たち全国青年税理士連盟は、約 3,000 名の若手税理士により組織されており、国民のためのよりよい税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に、租税制度その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行うなど日々活動しています。

先頃開催された、第 12 回、第 13 回規制改革・民間解放推進会議において、貴推進会議は本年 6 月を目途に、11 項目の重点検討事項について「答申」をとりまとめ、「経済財政運営の構造改革に関する基本方針 2006」への反映を目指すこととされました。

その重点事項のうち、11. 資格制度の見直しに関して当連盟の考えの一端を申し述べて、貴推進会議における議論の材料としていただきたく本書面を提出する次第です。

ご高承のとおり、業務独占資格につきましては、平成 9 年行政改革委員会「最終意見」で、有資格者が特殊なムラ社会を形成、競争排除の結果サービスの質は低下し、価格は高止まりしがちであるとの指摘を受けました。それ以降政府による規制緩和・規制改革の取り組みの中で、多くの改革・改善が求められ実現されてきました。

税理士制度に関しては、平成 11 年 12 月の「規制改革についての第 2 次見解」において見直しの基準・視点として多くの項目で取り上げられました。

資格取得に係る特例認定基準の明確化の項では、「税理士については、学識経験、学位取得、他資格取得及び行政実務経験による試験免除が認められている結果、税理士に占める税理士試験合格者の割合は、約 40 パーセントとなっているが、これらの免除要件と免除科目との関係について合理性・公平性の観点に立ち精査し検討する。」と述べられました。その結果、平成 13 年の税理士法改正によって修士学位による免除要件として、税理士試験の該当する科目から 1 科目試験合格を要することとされ、行政実務経験による免除には、形式的とは言え指定研修制度が整備されました。

その後、他資格取得の一つである公認会計士に関して平成 15 年に法改正があり、新たに使命を次のように明定されました。即ち「監査及び会計の専門家」として、財務情報の信頼性を確保することにより、投資家などの保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。このことから公認会計士に無条件で税理士資格を与えることに合理性・公平性はないものと考えられます。また、公認会計士試験及び司法試験制度にあつては本年から新試験制度が実施されます。これを機に弁護士を含めた他資格取得者については、それぞれの試験科目について免除することの合理性を精査し、試験科目一部免除として整理すべきであると考えます。

私たちの資格制度についての考え方の概要は、別紙として添付いたします、国税審議会会長宛提出しました「資格取得制度改革のための提言」をご覧ください。よろしくお願いいたします。

以 上

－添付書類－

平成 18 年 1 月 19 日付け

国税審議会 会長宛 「資格取得制度改革のための提言」